

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	総 社 市

総社市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 総社市産業部農林課
所 在 地 総社市中央一丁目 1 番 1 号
電 話 番 号 0 8 6 6 - 9 2 - 8 2 7 1
F A X 番 号 0 8 6 6 - 9 2 - 8 3 8 6
メールアドレス nourin@city.soja.okayama.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, ハシブトガラス, ハシボソガラス, ヌートリア ニホンザル, ニホンジカ, タヌキ, アナグマ, ハクビシン, カワウ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	総社市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	310万円
	果樹(桃, 柿, ぶどう等)	5.0ha
	野菜(サトイモ, トウモロコシ等)	
カラス類	果樹(桃, 柿等)	3万円
	野菜(トマト, トウモロコシ等)	0.2ha
ヌートリア	水稻	94万円
	野菜(ダイコン, ハクサイ等)	2.0ha
ニホンザル	果樹(ぶどう等)	55万円
	野菜(枝豆, 大豆, きゅうり等)	1.1ha
ニホンジカ	野菜	72万円
		0.3ha
タヌキ アナグマ ハクビシン	果樹(桃等)	5万円
		0.1ha
カワウ	魚(アユ)	400万円 —

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

市内全域で年間を通じて農地への出没が確認され、水稻・果樹・野菜等への食害や踏み荒らしなどの被害が発生している。被害額は増加傾向にあり、近年は中山間部だけでなく市街地においても民家近くまで出没し、その頻度は増加傾向にある。

【カラス類】

市内全域で年間を通じて被害が発生している。果樹や野菜の被害が発生し、特に7月以降の桃を始め、柿など果樹への被害は大きく、民家近くの家庭菜園の作物にまで被害が及んでいる。

【ヌートリア】

市内全域の河川流域に生息し、水稻及び野菜等への食害が発生している。近年個体数は増加傾向にあり、出没頻度も被害額も増加してきている。

【ニホンザル】

総社市の北部に位置する昭和地区を中心に生息し、果樹や野菜の食害が発生している。近年個体数は増加傾向にあり、生息範囲は西部地域にまで拡大してきている。また、民家近くにも頻繁に出没し、農作物被害だけでなく生活環境被害も発生している。

【ニホンジカ】

大きな被害はないが、中山間部において目撃情報や捕獲実績が増えてきている。

【タヌキ・アナグマ・ハクビシン】

市内全域で出没を繰り返し、果樹などの農作物の食害だけでなく、民家にも糞害等を及ぼしている。

【カワウ】

一級河川高梁川及びその水系で主にアユの食害が発生し、天然アユの水揚量は激減し、漁業に深刻な被害をもたらしている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和8年）	
イノシシ	310万円	5.0ha	300万円	4.8ha
カラス類	3万円	0.2ha	3万円	0.1ha
ヌートリア	94万円	2.0ha	80万円	1.8ha
ニホンザル	55万円	1.1ha	50万円	1.0ha
ニホンジカ	72万円	0.3ha	40万円	0.2ha
タヌキ・アナグマ・ハクビシン	5万円	0.1ha	3万円	0.1ha
カワウ	400万円	—	380万円	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 猟友会の協力のもと有害鳥獣駆除班を編成し、銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲、追い払いなど捕獲駆除活動を実施している。 ・ 各駆除班の活動に対し、市より捕獲補助金を交付している。 ・ 先進的技術の導入実証として、鷹匠・CCWによる追い払いを行った。	・ 鳥獣被害が増える一方で猟友会員の高齢化と会員数減少が進み、駆除活動の負担が増えている。 ・ 新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上、捕獲機材の整備、普及促進が課題となっている。 ・ 鷹匠・CCWの実証については一定の効果が見られたが、カラスの慣れによる被害の再発を防止するため、継続的に効果を検証する必要がある。 ・ 鳥獣の活動区域が行政区域を跨ぐことから、広域的な対応方法の検討が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・ 単県、単市、水稻共済の補助事業により、一定の条件下、イノシシの防護柵（電気柵・ワイヤーメッシュ等）の設置団体に対して、補助金を交付してきた。 ・ 上記事業の対象とならない小規模な被害地に対しては、自己防衛手段の手法などについてアドバイスを行っている。	・ 防護柵を整備した農地周辺の未整備農地に被害が集中する傾向があるため、集落一体での対策の検討、防護柵の設置の推進が必要である。 ・ 農家の高齢化による農地の保全不作等を補うため、地域住民の連帯による草刈など共同作業の啓発活動が課題である。
生息環境管理その他の取組	・ 県と連携し、農業者を対象としたイノシシ対策講習会を実施し、効果的な防護柵の設置方法など被害防止技術の普及を行った。	・ 鳥獣被害は農作物の品目や、鳥獣の種類によって様々であり、ニーズに合った情報提供が必要である。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

従来の被害防止体制に加え、総社市鳥獣被害防止対策協議会を通じ関係機関との連携を強化することで、総合的な捕獲対策及び防護対策を推進する。また、農業者、集落、農産物生産組合などが一体となって被害防止を推進する環境、意識づくりの高揚を図る。

※今後の計画

- ①地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。
- ②捕獲と防護柵の両面での被害防止対策を推進する。
- ③周辺市町の一斉捕獲体制の確立を目指す。
- ④捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策を講じる。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

岡山県倉敷地区猟友会吉備分会の協力による有害鳥獣駆除班との連絡・連携を図り、農林業者等からの依頼に迅速に対応し、捕獲計画に基づく駆除を実施する体制を強化する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ハシブトガラス ハシボソガラス	・イノシシについては、捕獲柵等の補助事業を活用することで、県事業の一斉許可捕獲推進事業等への啓発、取組を強化する。
令和7年度	ヌートリア ニホンザル ニホンジカ	・カラスについては、果樹を中心に食害が増加傾向にあるため、CCWや捕獲檻等を活用しながら被害の防除、個体数の減少に努める。
令和8年度	タヌキ・アナグマ・ハクビシン カワウ	・ニホンザルについては、捕獲用の大型檻を活用することで個体数の減少に努める。 ・県事業である狩猟免許の新規申請手数料及び講習会受講料の助成について、広く周知し、新規狩猟者の確保に努める。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
近年の捕獲実績を参考に設定する。なお、捕獲頭数や被害状況により大きな差異が見られる場合は、見直しを行うものとする。	
【イノシシ】	令和4年度の捕獲実績は約280頭で、ここ数年増加傾向にある。この状況を踏まえ350頭と設定する。
【カラス類】	近年の捕獲実績は150羽前後だが、年間を通じ被害報告の多い鳥獣であるため、300羽と設定する。
【ヌートリア】	近年の捕獲実績は数頭だが、被害発生地区における捕獲を強化するため100頭と設定する。
【ニホンザル】	3年前より大型の捕獲檻を毎年導入しており、継続的に捕獲活動を行っている。市北部では群れの存在を確認しており、個体数の増加や被害範囲の拡大が懸念される。この状況を踏まえ35頭と設定する。
【ニホンジカ】	ニホンジカの捕獲実績は数頭だが、ここ数年増加傾向にあり、被害の拡大が懸念されるため、捕獲20頭と設定する。
【タヌキ・アナグマ・ハクビシン】	近年の捕獲実績は数頭程度だが、個体数の増加や被害の拡大が懸念されるため、捕獲15頭と設定する。
【カワウ】	近年の捕獲実績は100羽前後で推移しており、例年アユの食害が深刻な問題となっている。この状況を踏まえ200羽と設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	350	350	350
カラス類	300	300	300
ヌートリア	100	100	100
ニホンザル	35	35	35
ニホンジカ	20	20	20
タヌキ・アナグマ・ハクビシン	15	15	15
カワウ	200	200	200

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
【イノシシ】 市内全域で年間を通じて水稻、果樹、野菜への被害が発生しているため、銃器、くくりわな、箱わなを活用し、捕獲及び駆除に努める。 【カラス類】 市内全域で野菜、果樹の実る時期に被害が発生しているため、生育期を中心に、CCW 等による追い払いや、銃器、捕獲檻による捕獲及び駆除に努める。 【ヌートリア】 市内全域の河川流域において水稻、野菜への食害が発生しているため、田植え時期を中心に銃器、箱わなによる捕獲及び駆除に努める。 【ニホンザル】 市北部を中心に果樹や野菜の被害が発生しているため、大型の捕獲檻を用いた捕獲や、安全面を考慮しながら銃器による駆除に努める。 【ニホンジカ】 中山間部において出没が確認されているため、銃器、くくりわな、箱わなを活用し、捕獲及び駆除に努める。 【タヌキ・アナグマ・ハクビシン】 市内全域で農作物の被害や民家への出没が確認されているため、箱わなによる捕獲及び駆除に努める。 【カワウ】 高梁川及びその水系でアユの食害が発生しているため、繁殖場所を重点的な駆除対象とし、4～5月にかけて繁殖期前の銃器による駆除に努める。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ	防護柵の設置 8,000m 市内全域	防護柵の設置 8,000m 市内全域	防護柵の設置 8,000m 市内全域

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ	防護柵設置補助金の周知 被害防除の普及啓発	防護柵設置補助金の周知 被害防除の普及啓発	防護柵設置補助金の周知 被害防除の普及啓発

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6 年度	イノシシ ハシブトガラス ハシボソガラス ヌートリア ニホンザル ニホンジカ タヌキ・アナグマ・ハクビシン カワウ	各種会合や広報紙、パンフレットの配布、講習会の開催等を通じて啓発活動に努め、地域住民、農業生産団体などが主体的に被害防止に向けた知識の習得、体制整備の確立を目指す。
令和 7 年度		
令和 8 年度		

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

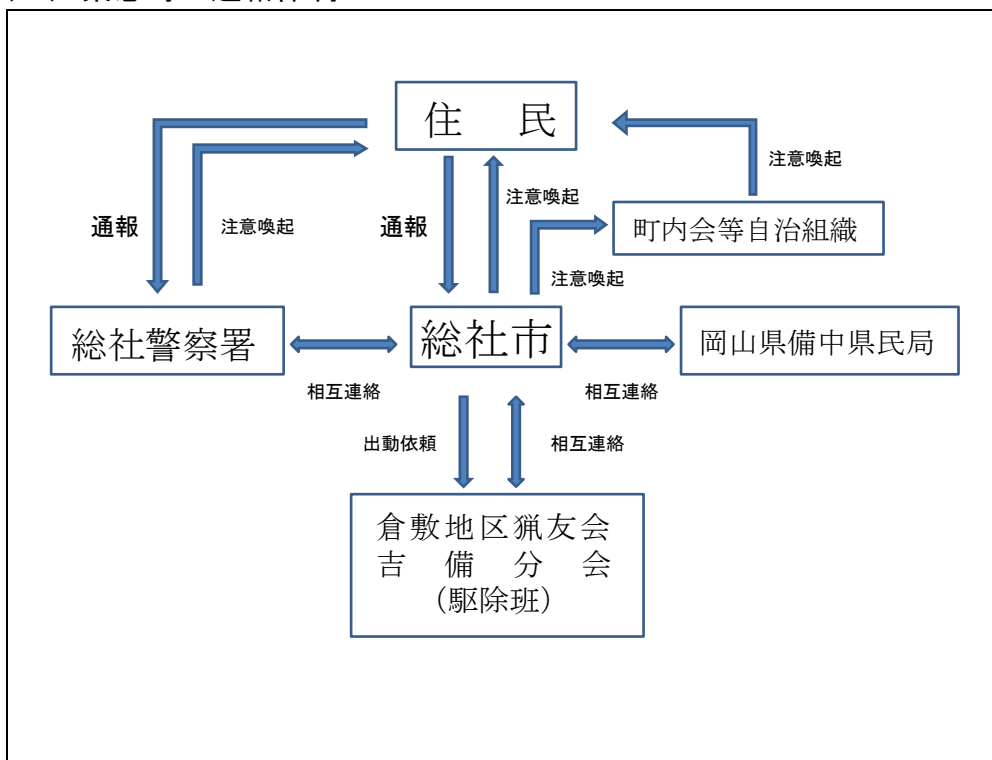
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岡山県備中県民局	助言、指導等
総社警察署	住民の安全確保に関すること
総社市	対処全般に関すること
総社市内町内会等自治組織	住民への周知に関すること
倉敷地区猟友会吉備分会（駆除班）	対象鳥獣の捕獲に関すること

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現場での埋設等、捕獲者による自主処理。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・他市町と連携し、ジビエや商品としての利用と販売を検討する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

今後、検討していく。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

今後、検討していく。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	総社市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
総社市農業委員会	有害鳥獣による被害，目撃情報の提供を行う
晴れの国岡山農業協同組合	有害鳥獣による被害，目撃情報の提供を行う
倉敷地区猟友会吉備分会	有害鳥獣の捕獲駆除活動を行う
備中南森林組合総社支所	有害鳥獣による被害，目撃情報の提供を行う
岡山県備中県民局農林水産事業部 備南広域農業普及指導センター	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供，その他必要な援助を行う
市内農業関係者	有害鳥獣による被害，目撃情報の提供を行う
総社市	協議会の運営管理を行う

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県備中県民局森林企画課	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供, その他必要な援助を行う

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の設置を検討していく。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・総社市役所農林課は、鳥獣被害対策に関する全般的な体制管理を行うものとする。 ・住民からの被害報告を受け、素早く関係機関へ情報提供し、適切な対策が実施できる体制整備に努める。 ・集落ぐるみで被害防護柵の設置を図り、効果的な被害対策の展開を図る。 ・農業団体、農業者自身による捕獲、追い払いを進めるため、新たな狩猟免許保持者の確保のため講習会や広報活動を実施し、捕獲体制の強化を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・鳥獣被害の広域化に対応するため、近接市町や関係機関との一層の連携、情報交換を図る必要がある。 ・専門員の指導による現地研修会等を開催し、有害鳥獣の習性、電気柵等の正しい設置方法等を農業者に周知する。
--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。